

再 評 価 書

箇所名	員弁川	事業名	広域河川改修事業	課 名	河川・砂防課
事業概要	工 期 (下段前回)※	平成 21 年～平成 50 年	全体事業費	8,501 百万円(負担率：国 0.5：県 0.5)	
		平成 21 年～平成 50 年	(下段前回)※	8,501 百万円(負担率：国 0.5：県 0.5)	
事 業 目 的 及 び 内 容					
<p>(1) 事業の目的</p> <p>員弁川は、三重県と滋賀県の県境に位置する鈴鹿山脈北部の御池(おいけ)岳を源とし、伊勢湾に注ぐ、流域面積 265.7km²、流路延長 36.7km の二級河川です。</p> <p>上流域は、山地および水田地帯と丘陵となっています。中流域には水田が広がり、また、下流域は桑名市の市街地が形成されています。</p> <p>昭和 49 年 7 月には、集中豪雨があり、約 3,600 戸の家屋が浸水しました。</p> <p>また、平成 12 年 9 月の東海豪雨では、約 250 戸の家屋が浸水しました。</p> <p>近年も平成 23 年及び 24 年にも氾濫危険水位を超えるなど、高水位の状況が頻発しています。</p> <p>このため員弁川の改修は、浸水被害を軽減するために、築堤工、河床掘削、護岸工の施工を行うとともに、橋梁、頭首工等の横断工作物の改築を実施することで、流下能力を増大させ、治水安全度を向上させることを目的としています。</p>					
<p>(2) 事業の内容</p> <p>事業の内容は、次のとおりです。</p> <p>延長 8,500m</p> <p>①築堤 2,460m ②掘削 659,100m³ ③護岸 5,200m ④橋梁 1橋 ⑤頭首工 2基 ⑥用地補償費 1式</p>					
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果					
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成 20 年度に河川整備計画を策定したことから、前回評価審査委員会において、その旨報告を行いました。</p> <p>前回の整備計画の報告から一定期間が経過し、現在でも継続中の事業であるため三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条第 3 項に基づき、再評価を行いました。</p>					
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>①平成 20 年度に河川整備計画策定</p> <p>②平成 21 年度から事業着手</p> <p>③平成 25 年度までに事業費ベースで 7%【工事費 9%、用地費 23%】が完了予定</p> <p>④今後の見込み</p> <p>道路事業との連携を図りながら桑部橋の架け替えを進め、桑部橋完成後は、近鉄橋梁の下流の町屋頭首工の改築を予定しており、平成 50 年度に完成を目標としています。</p>					
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>○周辺環境の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新名神の開通等により、道路網が集中する地域であり、依然として治水対策の必要性が高い状況です。 ・ 近年では平成 12 年に浸水被害が発生しています。平成 23 年 9 月には、安永水位観測所における水位がはん濫危険水位を超過するなど、高水位の状況が頻発しています。 					

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

(分析結果：治水経済調査マニュアル(平成17年4月国土交通省河川局)による)

費用便益比(総便益/総費用) $B/C=27.31$

※総便益 $B=$ 総便益(現在価値化) + 残存価値(現在価値化)

※総費用 $C=$ 建設費(現在価値化) + 維持管理費(事業費の0.5%現在価値化)

○B/C変化の要因

- 資産増加により便益が増加しました。
- 全評価期間の費用・便益について社会的割引率を用いて現在価値化した結果、便益・費用とも増となったが、資産増に伴う便益の増加が大きく、B/Cが増加しました。

4-2 その他の効果

事業区間内には、JR 関西本線や近鉄名古屋線、三岐鉄道北勢線等の鉄道施設のほか、国道1号、国道23号及び国道421号等の主要交通網が集中している地域である。

河川改修事業による浸水被害の軽減に伴い、洪水時における交通途絶被害等の防止効果が期待できる。

4-3 地元意向

平成12年に浸水被害が発生したこともあり、治水事業費の増額による河川改修事業の着実な促進を要望するため、流域住民等を中心とした「員弁川改修事業促進期成同盟会」が設立されています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

河床掘削等による発生土を築堤や近隣の他事業に流用する等してコスト縮減に努めます。

5-2 代替案

①『ダム案』

ダムサイトとしての適地は上流域の山地となりますが、流域の大部分が平地で、ダムの適地がありません。

②『遊水地・調節池案』

遊水地・調節池として新たに広大な用地を取得することや、補償することは困難です。

過去から河道改修を進めてきた経緯もあり、現在進行中の計画による改修を進めることが妥当と考えます。

再 評 価 の 経 緯

H20 委員会意見

河川整備計画の報告を行いました。

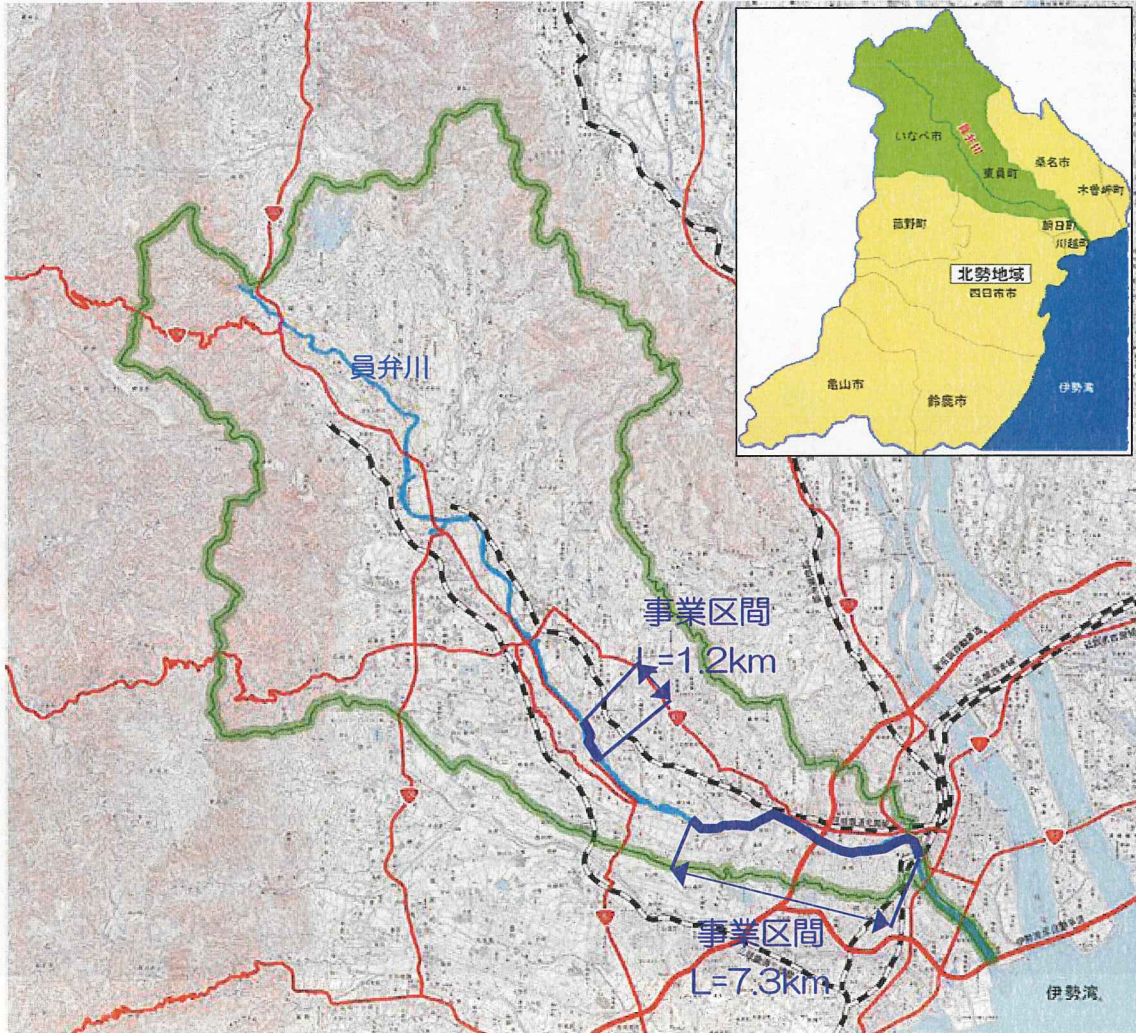
事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。

※再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載

再掲
図

位置図



平成25年7月23日
国土交通省河川部
(各官署事務用)